

就労（就労内定）証明書等の必要書類		
就労者 （育児休業終了 予定者含む）	会社勤務の方	・就労（就労内定）証明書 ※令和7年9月1日以降に証明したもの ※勤務時間が不定の方は、直近2か月分の勤務シフト表や勤務時間が分かるものを添付してください。例えば、就労時間が下記のような方が対象です。 例1）9時～16時まで 内5時間勤務 例2）7時～15時と20時～4時 例3）8時～14時、9時～15時、9時～17時半のどれか ※勤務条件の変更が決まっている場合は、勤務する事業所へ変更日及び変更内容が分かるよう、就労証明書に記載を依頼してください。
	自営業の方	次のすべての書類を提出してください。 ・就労（就労内定）証明書 ※令和7年9月1日以降に証明したもの ・確定申告書または開業届控えの写し （原則確定申告書控えの写し、開業して間もない方は開業届でも可）
学生	保護者の方	次のすべての書類を提出してください。 ・学生証 ・カリキュラムの写し（昼間授業を受けていることが分かるもの）
	兄弟姉妹の方	・学生証（20歳以上の方）
療養者	次のいずれかの書類を提出してください。 ・障がい者手帳等（公的機関が発行する受給者証など）の写し及び申立書 ・診断書の写し（保育ができない理由が記載されているもの）	
介護者	次のすべての書類を提出してください。 ・被介護者の要介護認定が分かるもの ・申立書 ※施設に入所している方を介護される場合は対象となりません。	
求職中の方	ひとり親家庭のみ申請可能です。次のすべての書類を提出してください。 ・申立書（予定勤務時間、1週間のうち平日の勤務日数及び1か月間の勤務日数） ・ハローワークカード 必ず3月までに就労（就労内定）証明書を提出してください。就職できなかった場合、就労形態が入室要件を満たさない場合又は就労証明書の提出がない場合は不許可とします。	

その他

※育児休業が終了する方は、就労証明書の育児休業の取得期間及び復職年月日の記載が必要です。

※就労証明書の用紙が不足する場合は、コピーするか、キッズクラブ又は保育課へお越しください。なお、ホームページからダウンロード可能です。

※兄弟姉妹で入室申込みの場合、下の学年の児童に原本を、上の学年の児童に写し（コピー）を添付してください。後日、高学年（5～6年生）の入室を申し込む場合は、就労証明書等の必要書類をコピーしご家庭で保管してください。